

西いぶり広域連合公印規則

〔平成12年3月28日〕
規則第7号

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合長、連合長職務代理人、会計管理者の公印は、次のとおりとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、形状、寸法、個数及び使用区分並びに保管責任者は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第3条 総務課長は、様式の公印台帳を備え、全ての公印を登録しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

公 印 の 名 称	保管責任者	形 状	寸 法	個 数	使 用 区 分
北海道西いぶり広域連合 長之印	総務課長	正方形	24mm	1	公文書用
北海道西いぶり広域連合 長之印	総務課長	正方形	30mm	1	表彰状及び感謝状用
北海道西いぶり広域連合 長職務代理者之印	総務課長	正方形	24mm	1	公文書用
北海道西いぶり広域連合 会計管理者之印	会計課長	正方形	24mm	1	会計管理者の 権限に係る公 文書用

様式（第3条関係）

公印の名称			
保管責任者			
形 状		寸 法	mm
使 用 区 分		作 成	年 月 日
印 影		使用開始	
		廃 止	
		備 考	